

3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務に係る 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務

(2) 業務内容

「3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算限度額

14,738千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（注）限度額を超える提案は、最優秀提案者としない。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類「企画・製作」又は「その他」において、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続の開始後に、3(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨を明記すること。

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書(別紙様式2)を提出すること。

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

また、口頭による質問は、受け付けない。

なお、個別の質問の場合を除き、回答は、随時、廃棄物・リサイクル対策課のWebページにて公表する。[公表先URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/>

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時まで(必着)

6 企画提案手続等に関する事項

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書(別紙様式3)

イ 企画提案書

- ・A4判片面使用とすること。(縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。)
- ・基本コンセプト、事業の内容、管理運営体制、類似事業の実績等について、できる限り詳細に記載すること。

ウ 実績書

- ・他の自治体等で同様の実績がある場合は、実績が分かる書類を添付すること。

エ 業務実施体制表、スケジュール表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。
- ・業務を実施するスケジュールを示すこと。

オ 参考見積書(原本は1部で可)

- ・算出根拠が分かるように記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

カ 企業概要

可能な限りA4判とする。(既存のもので可)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、書留等の配達状況が確認できる方法とすること。

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(5) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時まで（必着）

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務審査委員会が、各社の提案についてプレゼンテーション（オンラインも可）を実施した上で、最優秀提案者を選定する。

なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は別表「審査基準表」のとおりとし、審査において合計点が最も高い者を最優秀提案者（受託候補者）として選定する。

提案者が1者の場合、審査委員の合議により、最優秀提案者として選定するか決定する。

最高得点者が2者以上の場合（同点の場合）、審査委員による同得点者の決選投票を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

令和8年6月上旬を目途に、提案者全員に対して、最優秀提案者を書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 契約の締結

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手続を行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、委託者との協議により適宜変更を求めることがある。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班

〒753-8501 山口市滝町1番1号（山口県庁2階）

電話番号：083-933-2992

FAX番号：083-933-2999

メールアドレス：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

9 その他

- (1) この手続の開始後に、3（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年5月11日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

なお、申請方法等については、山口県会計管理局会計課のWebページを確認すること。

[参考URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/304743.html>

- (2) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) この手続に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に山口県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
 - ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - イ 応募要項に違反すると認められる場合
 - ウ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<参考：今後のスケジュール>

令和8年5月11日（月）午後5時	参加表明書、質問書の提出期限 資格審査申請書の提出期限
令和8年5月18日（月）午後5時	提案書等の提出期限
令和8年5月下旬（予定）	審査の実施（対面審査）
令和8年6月上旬（予定）	審査結果通知

別表 「審査基準表」

審査項目		評価基準	配点
1	3R+(ふらす)支援業務に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。 ○支援内容について具体的・効果的な方法が提案されているか。 ○具体的な達成目標が提案され、適切なものになっているか。 	30
2	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターについて、専門人材の配置が確保されているか。 ○業務責任者を中心とした指揮命令系統が取れているか。 ○無理のない実施計画となっているか。 	30
3	業務施行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ○契約の相手方として適切か。 ○同様業務の実績があるか。 	20
4	費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○見積額が提案内容に沿った妥当なものになっているか。 ○経済性を重視したものになっているか。 	20
合 計			100